

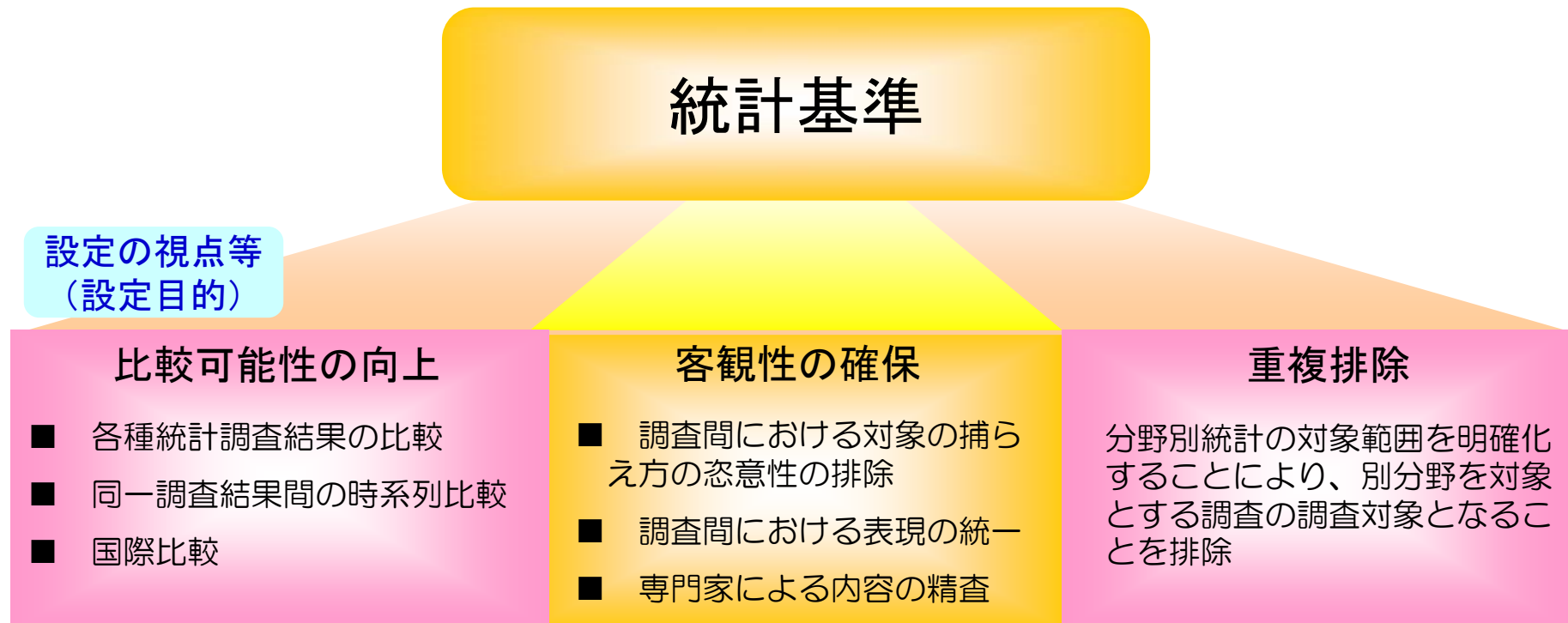
統計基準の概要

平成22年2月

総務省政策統括官(統計基準担当)

1 統計基準について

- 「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。(統計法第二条第9項)



2 現行の統計基準（統計法第28条に基づくもの）

日本標準産業分類

- 統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準
- 事業所において社会的分業として行われる財貨又はサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類したもの
- 昭和24年10月の設定以降、平成19年11月までの間に12回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として平成21年3月に設定

疾病、傷害及び死因の統計分類

- 統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合の統計基準
- 本分類については、その内容が医療に関する専門的事項であることから、厚生労働省社会保障審議会において検討され、その結果を受けて、総務大臣が統計基準として設定
- 昭和26年4月の設定以降、平成6年10月までの間に4回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として平成21年3月に設定

日本標準職業分類

- 統計調査の結果を職業別に表示する場合の統計基準
- 個人が従事する仕事の類似性に着目して区分し、それを体系化したもの
- 昭和35年3月の設定以降、平成9年12月までの間に4回の改定を実施
- 現在の分類は、統計法に基づく統計基準として、平成21年12月に設定

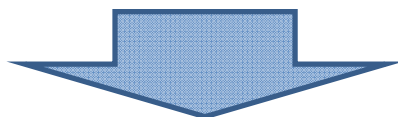
※ 今後、統計基準としては、「指数の基準時に関する統計基準」等を新たに定める予定。このほか、統計基準ではないが、統計に関する基準として「日本標準商品分類」がある。

3 指数に関する基準を新たな統計基準として設定する理由

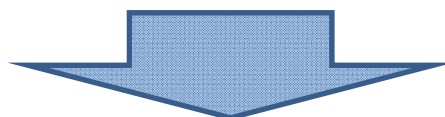
【旧統計法】

昭和56年の統計審議会答申に基づき、次により公的統計である各指数の基準時等の更新が行われてきたところ。

- ①各指数とも統一的に原則として5年ごとに更新
- ②基準時は西暦年の末尾が0又は5の付く年、ウェイト時は基準時と同年又はその近傍の年



指数の基準時等の更新についての基準は、指数間の相互利用や比較対照等の観点から重要な基準



【平成21年3月「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)】

指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、「**指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準**」を新たに統計基準として設定し、公示する。(平成21年度に実施)

(参考)

統計基準関係法令

○統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

第二条

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための記述的な基準をいう。

(基幹統計調査の承認)

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

(中略)

九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

(中略)

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。(以下略)

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更又は中止の承認について(中略)準用する。

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(統計基準の設定)

第二十八条 総務大臣は政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

○統計施行令(平成20年政令第334号)(抄)

(統計基準の設定方法)

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性を確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。